

[事案 23-9] 高度障害保険金請求

・平成 23 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

団体信用生命保険の被保険者である申立人から、高度障害保険金の支払いを求めて申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 5 月に団体信用生命保険の被保険者となり、同 22 年 8 月に本来罹患している疾病が悪化し、高度障害状態になった。そこで、保険会社に対して高度障害保険金の支払が可能か照会を行ったところ、加入前発病であるとして支払事由非該当との回答があった。

しかし、加入する際に、銀行の担当者を通じて自分の障害が悪化した時に高度障害保険金が支払われる旨を 2 度にわたり確認した上で告知書を提出しているため、高度障害保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人に対し、加入時に告知書冊子を用いて加入前発病不担保について必要な説明が行われていたため、高度障害保険金を支払ってほしいという請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①加入前発病に該当せず高度障害保険金の支払要件を満たすこと、②相手方との間で加入前発病についても高度障害保険金を支払う旨の合意が成立していたこと、③約款を援用して高度障害保険金を支払うことを拒絶することは信義則（民法 1 条 2 項）に反して許されないこと、の主張であると解釈し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記（1）の事実が認められるので、下記（2）の理由により、本件申立内容を認めることは出来ないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程 第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 認められる前提事実

- ① 申立契約に適用される団体信用生命保険普通保険約款では、高度障害保険金の支払いについて、保険契約の加入日より前の傷害または疾病によって高度障害状態になった場合には、高度障害保険金が支払われないことを明らかにしている。また、同趣旨の記載は、告知書冊子裏面の「団体信用生命保険のご説明」にも記載があり、団体信用生命保険に加入しようとする者に分かるようになっている。
- ② 申立人は、平成 22 年 4 月の時点で、両下肢がほぼ完全麻痺の状態であり、高度障害状態と言えるが、平成 18 年 4 月の申込書兼告知書において、「病気やけがの名前・障害内容・けがの原因」について、「両下肢機能の障害（先天性）」と回答している。

(2) 裁定審査会の判断

① 加入前発病に該当しないことについて

申立人は、(1) ②の通り、平成 18 年 4 月の告知書において自ら「両下肢機能の障害（先

天性)」と回答しており、約款の規定による高度障害保険金の支払要件を満たさないことは明らかである。

②加入前発病についても高度障害保険金を支払う旨の合意の成立について

申立契約は団体（契約者）と保険会社との間の保険契約であるので、加入者（被保険者）の意思でその内容を一部なりとも修正することは不可能であり、銀行担当者にそのような権限もない。したがって、申立人の主張はそもそも成り立たない。

③信義則違反について

申立人が確認した2名の銀行担当者のいずれについても、加入時に、加入前発病について高度障害保険金を支払うとの回答をしたとの客観的証拠はない。また、加入時に交付される冊子の記載に明確に反する回答を2人の担当者が行う可能性は、極めて低い。よって、申立人の主張する事実を認めることはできず、申立人の主張を認めることはできない。